



おきなわ



久米島 五枝の松

沖縄県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1、使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2、公正

品位を保持し、
公正な立場で誠実に業務を行う。

3、研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙説明（沖縄の離島シリーズ）

久米島 「五枝の松」

古くからこの地にリュウキュウマツが植えられていたとされ現在のものは1839年に二代目として植え換えられたとの記録があります。

通常の松は成長につれ上に伸びますが、幹周り約4.3mに対し高さが6mしかなく、枝ぶりは特に見事で根元から太い枝が石を枕に地表を這い、その面積は約250m²にも及びます。

美しさと風格を称えられ琉歌にも詠われています。

写真提供：當原 章夫（宜野湾支部）



目 次

定時総会挨拶	会長 宮城 朝光	1
祝辞	那覇地方法務局長 金子 寛志	2
祝辞 ...	日本土地家屋調査士会連合会会长 松岡 直武	4
回想録	相談役 久場 稔彦	6
回 想	那覇支部 親泊 伸孝	8
新入会員として	北部支部 仲井間 慎也	10
抱 負	那覇支部 伊禮 範安	11
業務への抱負	北部支部 北城 力	12
新入会員紹介		13
会だより		14
第44回定時総会		
ホームページ利活用の呼びかけ		
支部だより		18
那覇支部 (行政書士会交流会)		
宜野湾支部 (総会)		
北部支部 (研修会)		
公団協会だより		21
不動産登記法第14条地図作成		
編集後記		27



定時総会挨拶

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城朝光

皆さん、こんにちは。ご挨拶を申し上げます。沖縄でいううりづんの季節を迎え、やんばるでは、いじゅの花だよりも聞こえてきます。さわやかな季節の中、本日ここに沖縄県土地家屋調査士会の第44回定時総会を開催しましたところ、松下那覇地方法務局次長殿をはじめ、日本土地家屋調査士会連合会副会長下川健策殿、さらに多数のご来賓の皆様方には公務ご多忙の折にも係わりませずご臨席を賜り、誠にありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げます。また、会員の皆様におかれましても先島をはじめ、沖縄本島各地からご参集いただき、本総会を盛大に開催できましたこと心から御礼を申し上げる次第であります。

さて、土地家屋調査士を取り巻く状況は変革期の中にあり、まだ安定していませんが、次第に方向性が見えてきつつあります。特に、沖縄県土地家屋調査士会が重点事業として取り組んでいる境界問題相談センターは、相談委員や調停委員が一巡ってきて、何をこれから勉強しなければいけないかがわかつてきたと思います。さらに研修会を充実させて調査士型ADRを発展させ、県民に利用しやすいセンターにしていきたいと思います。私も相談員と、補佐人としての調停を一回ずつ経験しましたが、境界紛争の解決手段としては土地家屋調査士が社会貢献できる最適な制度だと感じました。今後とも認定土地家屋調査士が活躍できる境界問題センターの充実を図りたいと思い

ます。また、筆界特定制度にも筆界調査委員として土地家屋調査士は関わっており、それもちょうど2年目で一巡しました。待遇面での不満も一部にはありました。制度としては土地家屋調査士にとって非常に重要な制度であり、なるべくたくさんの土地家屋調査士で負担を分担していくこうという方針の下、31名の土地家屋調査士に快く引き受けいただき、那覇地方法務局長より筆界調査委員として任命されました。今後の活躍に期待したいと思います。

ところで、土地家屋調査士を取り巻く状況の中で一番の懸案は不動産登記のオンライン申請であります。今年の1月15日に政令で特例方式(別送方式)が打ち出されて慌ただしくなってきましたが、沖縄会の会員の皆様はのんびり構えており、日調連認証局のICカード取得率も低い状態ですし、申請件数も那覇地方法務局の情報によると全国で最下位であるようです。日調連においてもオンライン登記申請環境設定ソフトを最近開発し試供品が送られてきています。この機会に沖縄会として全会員がオンライン申請環境設定ソフトを導入していただき、早い時期にオンライン申請ができるよう努力していただきたいと思います。

終わりにあたり、本総会が各位のご協力とご理解によりまして、沖縄県土地家屋調査士会の将来に向けて実りある総会となりますことをご期待しまして、私の挨拶とさせていただきたいと思います。



定時総会祝辞

那覇地方法務局長

金子 寛志

本日、第44回沖縄県土地家屋調査士会定時総会が、開催されるに当たり、県内各地の会員の皆様にお目にかかることができ、お祝いの言葉を述べることを得ましたことを、大変光栄に思います。

貴会及び会員の皆様方には、平素から表示登記に関わる法務行政の円滑な運営に御支援と御協力をいただいておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。貴会におかれましては、土地家屋調査士制度の充実・発展のために日々御努力をされ、着実にその成果を上げておられます。

これは、ひとえに土地家屋調査士としての社会的役割と使命を深く自覚され、国民の信頼と期待に応えてこられた会長様を始め、役員の方々の御尽力と、会員の皆様方の御熱意の賜物であり、心から敬意を表する次第であります。また、先ほど表彰を受けられました方々は、多年にわたり土地家屋調査士として誠実に業務に精励され、土地家屋調査士制度の発展と法務行政の円滑な運営に多大の陰難をされてきたものであります。

受賞の栄に浴されました方々の今までの御労苦と御努力に対し、敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも御健勝で、より一層の御活躍を祈念いたします。ところで、現在、わが国にお

いては、時代に即した社会経済システムを構築するため、あらゆる分野で変革が進められております。

そのような状況の中で、法務行政が真に国民の期待と信頼に応えていくためには、「国民本位の行政の実現」という観点から、絶えず制度の見直しを行い、時代の変化に迅速かつ積極的に対応していくことが必要であります。

このような観点から、平成16年3月に電子政府の実現に向けて、登記事務のコンピュータ化の推進・拡大を背景とした不動産登記法の改正がされ、オンライン申請と地図の電子化が可能となりました。

当局におきましても、現在すべての庁がオンライン指定庁となっております。また、政府が推進する電子政府実現の具体的内容の一つとして、「オンライン利用率50%の達成」が掲げられております。

しかし、正直なところ、現時点では、オンライン申請が普及しているとは言い難い状況であります。

オンライン申請の普及促進に当たっては、いろいろ課題も浮き彫りになっておりますが、最大なユーザーであります皆様方の御協力なくして、利用率50%の実現はありません。今後とも同制度の利用促進に当たりまして、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、乙号申請におきましては、手数料を通常よりも安くするなどのインセンティブ付与の措置がされておりまので、積極的にご利用いただきたいと存じます。

また地図の電子化に伴い、登記情報システムと連動させ、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を可能とする地図情報システムが、平成22年度までに全国すべての登記所に導入される予定です。当局におきましては、平成18年度宜野湾出張所及び本局登記部門、平成19年度沖縄支局にそれぞれ導入されております。

次に、土地の境界を巡る紛争の早期解決手段として、平成18年1月20日に不動産登記法の一部を改正して、筆界特定制度が創設され、2年が経過しましたが、申請件数は、本年4月末現在、41申請71筆界となっており、そのうち、26申請50筆界を処理したところであります。

筆界訴訟におきまして、筆界特定登記官が特定した筆界で和解されたという話も聞いておりますが、まだまだ申請件数も全国的には少ない状況であります。

この制度は、裁判によらず迅速に筆界を特定することによって、紛争の予防・解決に資するという目的があり、会員の皆様方には、39名の方々に筆界調査委員として、制度の運用についてその一端を担っていたいっているところであります。

今後なお一層の御協力・御尽力を賜りますようお願いいたします。加えて、この改正により、土地家屋調査士法も改正され、土地家屋調査士の業務として、筆界特定の手続きの代理及び民間紛争解決手続代理関係業務が新しく加わったことにより、民間紛争解決手続代理能力の認定が実施され、

貴会におかれましても、47名の会員の方々が認定を受けられております。今後の御活躍が期待されるところです。

ここ数年来、社会経済情勢は目まぐるしく変化し、それとともに国民の皆様の負託に応えるべく、法14条地図作成作業をはじめ、表示登記に関する重要施策に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

どうか、土地家屋調査士の皆様方も、その社会的役割がますます重要視されている折から、日々の研鑽に務められ、当局との連携をさらに強化していただき、表示登記制度がより一層国民の期待と信頼に応え得るよう、今後とも、引き続き、御尽力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本日の御盛会を祝し、沖縄県土地家屋調査士会の今後ますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝をお祈り申し上げまして、私の祝辞とさせていただきます。





定時総会祝辞

日本土地家屋調査士会連合会会長

松岡直武

本日ここに、金子寛志那覇地方法務局長殿を始め、多くのご来賓の方々をお迎えして、沖縄県土地家屋調査士会の第44回平成20年度定時総会が盛会に開催されましたことをお祝い申し上げます。日頃、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご支援・ご協力を賜っていることに対しまして、改めて感謝の意を申し上げます。

お陰をもちまして、平成19年度の連合会の事業は、概ね所期の成果を挙げられたものと思っております。この場をお借りして御礼を申し上げます。また連合会は、かねてからの予定どおり、先月、会館を移転し、新たな会館にて業務を開始しておりますので、ここで改めてご報告させていただきます。

さて、平成19年度も土地家屋調査士制度に深く関わる諸制度の改革があり、激動の年でありました。連合会では、制度対策本部を中心に、それらに積極的に取り組みますとともに、事業の実施、組織運営に新たな視点を加えた活動として、広く全国からメンバーを集めた「プロジェクトチーム(PT)」での活動を展開してまいりました。

筆界特定制度の関係では、筆界特定手続の代理業務に関する実務の手引書として、土地家屋調査士が申請代理人として作成する筆界特定申請書、意見書、添付図面等の

標準版となる「筆界特定実務の手引き」を作成し、各土地家屋調査士会にお送りいたしました。

また、土地家屋調査士等が設置したいわゆる登記基準点につきましては、一定の要件を満たすものについて、不動産登記規則第10条第3項にいう「基本三角点等」に認められる基準点として取り扱うことができるよう、関係省庁と継続的に協議を重ねてまいりました。

さて、法務大臣が指定する特別研修を受講され、法務大臣の認定を受けられた、いわゆるADR認定土地家屋調査士は、2,289名の誕生を生み、また、第3回特別研修が、去る3月29日に終了しております。引き続き、ADR認定土地家屋調査士の育成に向けて取り組むとともに、今後は認定を受けた後のフォロー研修にも取り組んで参る所存でありますので、一層のご支援をお願いいたします。

さらにADR認定土地家屋調査士の活動基盤となる「境界問題相談センター」も、今や、全国土地家屋調査士会の6割に相当する30会で設置されており、北は北海道から南は九州沖縄まで、土地家屋調査士の専門性を活用した土地家屋調査士会の社会貢献事業としての境界ADRが設置されています。

さらに、昨年12月には大阪土地家屋調査士会が、また、本年1月には愛媛県土地家屋調査士会が、そのサービスが法律に定める基準・要件に適合しているものとして「ADR法」に基づく法務大臣の認証を受け、「かいけつサポート」として活動を開始しております。

立ち上げ済みの単位会の皆さんには、決して平易ではないセンター設立にご尽力いただきましたことに感謝する一方、これから設立を予定される土地家屋調査士会の支援や、すでに設立がされている土地家屋調査士会に係る民間紛争解決手続機関としての法務大臣の指定・認証手続のサポートに努めますとともに、各土地家屋調査士会のセンター運営につき、情報提供を行っていく目的で連合会に設置しました「日調連ADRセンター」の活動を充実させてまいります。

他方、オンライン登記申請におきましては、さらなる利用促進のため、オンライン登記申請促進組織を整備・運営するとともに、会員個々の実情に合わせた四ステップのオンライン登記申請の利用方法を提示し、また、オンライン登記申請を行うための環境設定ソフトも構築いたしました。

制度の面におきましては、電子証明書発行の際、本人からの住民票の写し、印鑑証明書の提出を不要とし、連合会に備える法定の「名簿」に基づき、本人確認を行うこととする等の要望をいたしております。

連合会では、今年度も会員の皆様に、オンライン登記申請を、より一層使っていただけるよう、制度面・技術面において、引き続きサポートしていくこととしておりますので、ご協力を願いいたします。

未登記建物解消キャンペーンを計画するとともに、各会にチラシ及びポスターを配布いたしました。

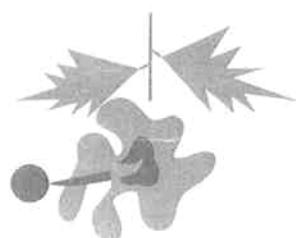
昨年末に各ブロックで開催していただきました総務担当者会同では、連合会会則、情報公開に関する規則、戸籍謄本等職務上請求書管理規定モデル等につき、直接、ご意見を伺うとともに、昨年宣言しました、土地家屋調査士倫理規範の取扱いについて、更なる理解を求めました。

そのほか、公益法人制度改革関連法の施行に対する適切な対応、また、規制改革における資格制度の見直しや強制入会制度のあり方についての今後の検討の動向にも細心の注意を払っていくことが求められるなど、課題は山積しております。

土地家屋調査士制度を取り巻く環境は、依然として激しい変革の流れの中にあります、いつの時代においても、社会の要請に応え、国民の信頼に応えることができる土地家屋調査士であるために、連合会は、会員の地位の向上と土地家屋調査士制度の充実・発展に全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟であります。

沖縄県土地家屋調査士会並びに会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様の益々のご健勝と沖縄県土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。





「回 想 錄」

相 談 役 久 場 総 彦

沖縄タイムスの2月20日の夕刊の記事の中に英検準一級（77歳）合格「あきらめなければ、不可能なんてない」…糸満市豊原で司法書士事務所を営む国吉眞榮氏と写真入りで大きな記事が掲載されていました。

また、「英検一級に合格し、アメリカの大学で法律を学ぶこと「最終目標は米留学と…」非常に感激・感動しました。

実は国吉眞榮氏とは30年前に夕方から漫湖公園（那覇市）のジョギングコースにて出会いを機に挨拶するようになりました。

当時、国吉事務所は公園近くにありました。また、当時の司法書士会の会長を務めていました。私は調査士会の副会長ということもありましてよく情報交換をしました。当時の私の記憶をたどりながら回想をまとめてみました。

今から24年前の正月のことでした。

①本島縦断駅伝（辺戸岬～喜屋武岬迄125km）を実施しました。

当時の実行委員長は国吉眞榮氏でした。事務所の職員の協力あって輸送・費用の問題等スムーズに進行が出来ました。

昭和58年12月31日午後2時現地集合3時辺戸岬スタートをしました。

「走る時間は1km時速7分」～昭和59年1月1日初日の日の出午前6時予定をめざして頑張りました。当日は大雨でした

が。開会式では実行委員長の言葉に「…今日はあいにくの天気ですが、怪我・事故のないように最後まで頑張りましょう…」との挨拶が印象に残っています。

第1区は辺戸岬～辺土名高校正門迄約25km、私は国吉眞榮氏と一緒に走りました。…最終区間では、国吉眞榮氏・屋宜宣勇会員（現南城市議、当司法書士会の企画部長）・私も共にゴールしました。

また参加者の中に屋宜強会員（現会業務部長）・新垣武史会員（現会理事、那覇支部長）予定より到着時間が速く参加した皆様の意気込みが感じられました、また参加者は・・総勢70名位でした。

帰りには委員長の自宅で新年会に参加しました。夜を徹してご馳走を振舞って下さった奥様には大変感謝にたえません。

（当時は、スーパー・24時間コンビニ等は有りませんでした）

②次の企画の話が新年会において、話が盛り上りました。

5月のゴールデン・ウィークにて「G・W島尻一周無事故・無違反駅伝大会」と名うつて実行委員長に国吉眞榮氏、参加チームの費用は（チーム自己負担とする）…等等…当時の参加チーム（国吉

司法書士事務所・琉球銀行古波蔵支店・久場事務所・・・沖縄市の中南部事務機社?)と記憶しています。

- ③その後、第1回 NAHA マラソン大会(42.195km)に参加し、国吉眞榮氏と私も無事に完走することが出来ました。(第1回大会のみスタート地点は那覇商業高校正門前でした。)

今から20年余前のことですが今も心に残っている、思い出の1コマです。何事も「継続は力なり」を実感するこの頃です。

その後の

- ④調査士会では、4月1日「表示登記の日」のPR行事として、名護~那覇間約70kmの駅伝大会を3月30日(日)に振り替えて実施しました。

当日は、心配された連日の雨も晴れ上がり抜けるような青空の下、絶好の駅伝日和を迎えて出発会場の選手団の熱気もあふれんばかりがありました。

当時、那覇地方法務局長 小森秀利氏の挨拶の中で「・・・空を覗いてください」と右手で空を指し、「昨日の雨も晴れ上がりました・・・私が『調査士会』とお付き合いをして、1年有余半、その間の各種行事を見るとき、会員のすばらしい



駅伝 開会式

結束力が肌に感じられます。」と挨拶されました。

私は、調査士会館の落成20周年記念行事・親睦バーボン大会・会報創刊号の発行等々の中でも、この挨拶は私の脳裡に一番印象深く刻み込まれています。

- ⑤駅伝は、午前9時に名護支局前(当時)スタートした選手一同「会長、局長以下30余名は(表示登記の日)のタスキを掲げて走った、沖縄タイムス・琉球新報にも掲載されました。

右手に沖縄海岸国定公園の紺碧の海を望みながら国道58号をひた走りに走り、沿道の声援にこたえるように、会期と横断幕を掲げた伴走車とともに約70kmを継走し、午後5時には那覇法務局を経て会館に全員無事「ゴールイン」しました。

継走すること8時間、大会実行に当たり、会員並びに補助者(参加者120名)の熱烈な協力は高く評価すべきものであったが、特に那覇地方法務局選手団16名の参加は、本大会を一層盛り上げ、更に小森局長と宮崎相談役が第一走者として6kmを完走されたことは特筆に値し、ここに感謝の意を表します。(第2回~第7回迄は嘉手納~那覇駅伝大会になりました。)



駅伝スタート地点



「回 想 」

那覇支部 親 泊 仲 孝

「グスウヨオ ウガソジュウーシ アッ
チミセービーミ」

私は、昭和21年10月13日、この世に生まれてきました。ありがとうございます。

測量を身近にしたのは、中学3年生のとき授業で職業課程というのがありました。そのときです、平板一式・トランシット・レベルを目の当たりにしたのは、今の中学校では考えられません。もう少し自慢しますと農業実習の畑もありました。

その後、学校は嫌いでしたが、友達と遊ぶのが好きな僕は、沖縄工業高校定時制課程建築科へすれすれで合格しました。

昼は、津波古測量事務所でアルバイト、夜は、給食目当てに学校へと4年間過ごしておりました。

3年生の時の期末テスト前日の昼休み幾何学の問題に首をひねっていると、津波古先生が、「だあ、まーやが、わからんとうくるや、みしていまーんでい」と来て少し考えてスラスラ解きました。感動しました。

津波古先生は、我々アルバイト生に日頃から理解を示されておりました。ご冥福をお祈りいたします。

私が、4年生の時に土地建物調査士の第1回目の試験が、琉球政府により実施されました。その時に津波古先生が、「まじゅうん、試験うきらやー」と言われ試験に挑

みました。

津波古充祐先生の熱心なご指導により、合格することができました。感謝いたします。

卒業後2年間は、沖縄ガスで本管の測量設計に従事しておりましたが、土地家屋調査士が好きで現在に至っています。

今までに測量機器の目まぐるしい進歩を見てきましたが、光波測距儀の出現は、三角測量・多角測量等に大きな恩恵を与えたね。三辺測量、多角方式等で測量が出来るようになりました。

今まで、角度の観測の方が、距離観測より精度は高かったが、光波測距儀の出現で精度良く、距離を測れますね。1台の器械で、角度（鉛直角・水平角）と距離を同時に測定する電子式測距測角儀で、測角望遠鏡の光軸（視準軸）と光波距離計の光軸が同軸になっているトータルステーションが一般に普及し、基準点測量などには良いが、境界点等、細部測量には弱虫の「GPS」も最近は、いばってきています。

すべての機器も日々進歩しています。人は、未経験なものに挑戦することで、新しい技術を身につけます。これの繰り返しにより、奥の深い技術者となり、熟練者となると思います。

今日の様に文明が発達した社会では、測量機器も大変進歩しています。ですが、い

かなる良い機器も、それを使うのは人であります。測量の精度を高めるためには、機器の性能が良い事は、勿論ですが、最終的には人に負う所が大きいと思います。

たのしい、調整（平均）計算のお話

2個以上の水平角を測った場合、それらがいろいろな幾何学的条件を満足しなければならないことがある。

たとえば、一つの三角点のまわりの角全部を測ったときは、その総和は360度となるはずである。

測角値には誤差が含まれているため、測角値はそのままでは上の条件を満足しない。そこで、これを満足するように誤差を合理的に配分するのであるが、このことを測角値の調整という。

もっとも、誤差があまりにも大きくて一定の制限を越えたときは、測り直さなければならない。

幾何学的条件のうち角の間に生ずる条件を角条件（角方程式）。辺の間に生ずる条件を辺条件（辺方程式）という。

よって、図形が閉じるために必要な条件で、これには角条件と辺条件がある。

図形条件

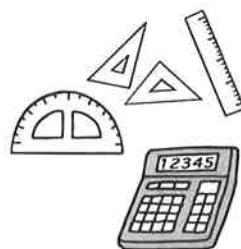
- 1、角条件（内角の和、方位角の一致）
- 2、辺条件（超過辺数、基線の一致）、基線は測距、巻尺のなごり

調整方法

条件全部を同時に満足させる調整。これは、最小二乗法を用いて行う厳密な方法である。点数が多くなると、条件式の数が増え、これらを同時に満足する調整計算を行うことは、電子計算機でも利用しないかぎり、非常に手間がかかる。

したがって、実際の調整計算は、各条件を満足し、かつ所定の精度を得るような適当な近似計算法によることが多い。

戦争のない、世の中にする、人間の条件式
容認しあう、心を、全人類がもつこと。





新入会員として

北部支部 仲井間 慎也

私は沖縄本島北部地域、いわゆる“やんばる”に住んでいるため、予備校等は当然なく、那覇・宜野湾まで通学するよりは、思いきって予備校等も充実した東京へと、調査士を目指すべく行くことにしました。

調査士合格を目指し意気揚々と上京はしたもの、長くとも2、3年との予定が、5年かかってしまいました。

出発前に色々と勉強のアドバイスをしていただいた宮里学先生、金城リイ子先生、大城隆先生には大変お世話になりました。

出発の前に、建築士を目指しながら現場監督の見習いをしていた義理の弟にこういうことを言われた記憶があります。「兄さん、資格業で“士”と付くのが少なくないけれどこの“士”的意味わかる？」

私はさっぱり意味が分からず、軽く右にうけ流しました。

それからしばらくして、武士の“士”であることがわかったのですが、以前、北野武監督主演映画【座頭市】（盲目のやくざである座頭市が諸国を旅して悪人を斬るアクション時代劇）を観る機会がありました。

その中で、商人（悪役）が人を斬つてもらうべく、浅野忠信演じる腕の良い浪人（武士）のことを「先生よんでこい」と呼ぶシーンがたびたび出てきます。

我々も「先生」と、おおげさによばれる

ことがしばしばあります。

7月に勉強会（研修会）が沖縄市でありましたが、私は受付の手伝いをしていました。そこで、ある年配（失礼？）調査士の先生に名前を伺うと、「何某、横に宮本武蔵と書いていないか？」とかっこよくおっしゃいました。

そのときも、鈍感な私は意味が分からず「訳の分からないことをおっしゃる方だ」と頭の中で受け流してしまいました。大変失礼致しました。（反省）

私個人は自分のことを“先生”などと思ったことはございませんが（今後も）

右も左もわからない新入生ではありますが、調査士（専門）として一人だけでなく、みなさん（研修会含）と一緒に腕、技術を磨いていきたい（研鑽）という気持ちです。これからもどうぞよろしくお願ひ致します。





抱 負

那覇支部 伊 禮 範 安

初めまして、5月12日付けで入会いたしました、伊禮範安と申します。

私は平成16年に土地家屋調査士試験に合格し、この度自分自身で業務をしていこうと決意しました。

そこで、一番感じたことは、私は周りの人々に恵まれているということでした。

何に対しても自分で決断しなければならず、たくさんの不安も感じましたが、先輩

方のアドバイスもありここまでくることができました。

これからも、多くの人々の支えがあつて土地家屋調査士の仕事ができるということを心に刻み、努力を怠らず業務に関わっていこうと思います。

今後とも諸先輩方のご指導のほどよろしくお願いします。





業務への抱負

北部支部 北 城 力

会員の皆様、初めまして。新入会員の北城 力（きたしろ つとむ）と申します。

沖縄では、あまり耳にしない名字かと思いますが、ウチナーンチュでございます。私の祖父が、戦後改姓し「金城」から「北城」となったそうです。

私は、12年ほど補助者をしてまいりましたが、最初は測量もできないどころか、土地家屋調査士という資格すら知りませんでした。

そんな私を、補助者として採用し、調査士へと導いてくれたのが、仲里一夫先生です。先生は現場では非常に厳しく、少しでも手を抜こうものなら、大ハンマーが飛んでくるじゃないかと思うほどで、私も現場では常に緊張感を持ち、気を抜くことなく業務をこなしてきました。

そんな先生も仕事がおわり、ビールを片

手にすると、とても陽気になり、調査士と補助者の壁がなくなり、楽しい宴会がはじまります。

そんな気さくですばらしい先生のもとで補助者として調査士業務に関わられたことに、非常に感謝しております。

しかし、これからは私自身が土地家屋調査士として業務をこなしていくなければならないわけで、不安もつのります。

そんな時には、仲里先生が業務において常に真剣で厳しかったことや、土地家屋調査士としての責任の重大さが、身にしみて感じます。

今後、先輩方が築き上げた「沖縄会」、土地家屋調査士として恥じぬよう、知識と技術の向上を図り、社会に貢献できるよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願ひ致します。



新入会員紹介

い　れい　のり　やす
伊　禮　範　安

昭和47年4月生

登録番号 第463号

入会 平成20年5月12日

登録 平成20年5月12日

事務所 〒903-0804

那覇市首里石嶺町1丁目151番地5

電話 098-963-5408

きた　しろ　つとむ
北　城　力

昭和46年10月生

登録番号 第464号

入会 平成20年6月20日

登録 平成20年6月20日

事務所 〒905-0015

名護市大南2丁目6番15号

電話 0980-54-3923



会だより

第44回定期総会

平成20年5月16日 沖縄都ホテル

県 地



宮城朝光会長 挨拶



来賓の皆様



仲井間慎也会員 倫理綱領斎唱



那覇地方法務局次長 松下直祐様（祝辞代読）



司会 平井誠 総務部理事



執行部役員



議事 仲村文宏 議長



監査報告 嘉手川重要 監事

質問・要望など



島袋徹志 北部支部会員



名嘉治男 北部支部会員



下地和博 宮古支部会員



仲村弘 那霸支部会員



喜屋武照玄 宮古支部会員



久場稔彦 那霸支部会員



大底健 八重山支部会員



佐久川紀安 那霸支部会員



島袋裕二 那霸支部会員



質問に答える宮城会長

沖縄県土地家屋調査士会のホームページを利活用下さい

アドレス『<http://www.okinawa-chosashi.ecnet.jp/>』

会員の皆さんは会員専用ページを利活用し、情報の共有に努めて下さい。

会員専用ページには「連合会・沖縄会の動き」「制度に関する情報」が掲載されています。会員の情報交換の場として「会員の広場」として掲示板もありますので活用してください。

会員専用ページへのアクセスにはユーザー名、パスワードが必要となります。本会事務局へ問い合わせ下さい。



支部だより

那覇支部、行政書士会南部支部交流会 平成20年6月21日

南風原町のサザンヒルボウルにてボウリング大会及び懇親会を開催しました。



全員でチーズ



ボウリング1位 佐久川紀安会員



ボウリング1位 長間栄会員



左から瀬名波、神谷、譜久山会員



左から親泊、久高、宜保会員



左から島袋、新屋、平井会員

隣接士業、行政書士会員との情報交換によりビジネスチャンスを広げましょう！

宜野湾支部総会

平成20年4月25日(金) JAおきなわ宜野湾支店地下階



名幸芳正宜野湾支部長 挨拶



役員手作りの横断幕・式次第



司会進行は、伊禮睦幹事



宮城朝光会長 挨拶



総会資料に目を通す会員のみなさん



スムーズな議事進行 嘉手川重要議長

北部支部業務研修会

平成20年7月5日(土) 沖縄市農民研修センター

『土地家屋調査士としての生き方』 講師：宮城県土地家屋調査士会 鈴木修氏



山里修支部長 挨拶



松本武寿会員から鈴木先生を紹介



島袋徹志会員による質疑



山田一博連合会社会事業部長



鈴木氏の講演に聴き入る会員の皆様



林加奈子兵庫県会広報部理事

公団協会だより

不動産登記法第14条地図作成

法務省（那覇地方法務局）は、地図未整備地区の法第14条地図作成作業を進めています。

沖縄県公共団協会では、平成9年度より現在までに総数61名の社員が参加し、土地の位置や区画などを登記簿と一体となって特定する、精度の高い地図作成に関わっています。

＜作業実施年度、箇所、筆数、担当社員数＞

①平成9年度（平成9年7月～平成10年3月）

那覇市宇栄原一丁目、二丁目、三丁目地区、
0.57km²

2,108筆中2,099筆の確定（99.57%）、社員23人担当

②平成14年度（平成14年4月～平成15年3月）

那覇市字小禄袋廻原、泉原の一部地区、0.13km²
1,115筆中1,114筆の確定（99.91%）、社員8人担当

③平成17年度（平成17年4月～平成18年2月）

那覇市小禄一丁目の一部地区、0.222km²
734筆中729筆確定（99.31%）、社員7人担当

④平成18年度（平成18年5月～平成19年2月）

那覇市樋川一丁目地区、0.25km²
1,254筆中1,234筆確定（98.40%）、社員8人担当

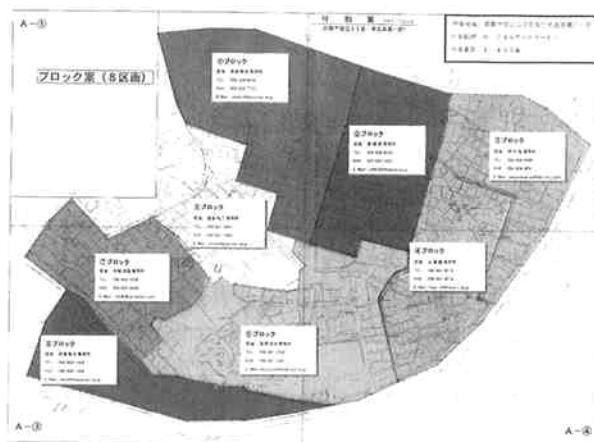
⑤平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）

那覇市楚辺一丁目、字楚辺、字二中前及び字古波蔵の一部地区、0.23km²
1,338筆中1,293筆確定（96.64%）、社員7人担当

⑥平成20年度（平成20年5月～平成21年2月）

那覇市楚辺二丁目及び字古波蔵の一部地区、
0.24km²

1,455筆を8人の社員が作業を進めています。



ブロック割図面（8ブロック）

次ページの『不動産登記法第14条地図ができるまで』は、不動産登記法第14条地図とは？なにか、そして作業の方法・工程を示しています。

『法務局から地図作成についてのお知らせ』は、該当地区の土地所有者及び居住者への説明が記載されています。

特に、測量費などは土地所有者等の個人負担がなく地図を作成していきます。

不動産登記法第14条地図ができるまで

(お知らせ)

不動産登記法第14条地図とは

ご承知のとおり、土地や建物を売買したり、あるいは担保に入れたりするときには、登記をしますが、法務局には、これらの登記をするための登記簿があります。特に、土地の登記簿には、一筆の土地ごとに所在、地番、地目、地積等が記載されていますが、その土地の実際の位置や区画などは、登記簿では分かりません。

土地の位置や区画などを登記簿と一緒に特定するという重要な役割を果たすのが地図です。

そこで、不動産登記法第14条では、法務局に国家基準点を基礎として、各土地の筆界点を測量した精度の高い地図を備え付けられることとされています。

しかし、現実にはそのような精度の高い地図の備え付けが十分ではないため、法務省では毎年この不動産登記法第14条に定められた新しい地図の作成作業を実施しています。

1 準備作業 (平成20年4月～6月)

- ☆ 地区内の皆さんに対する説明会を開催します。
- ☆ 関係資料作成
- ☆ 関係官公署との打合せ

2 基準点測量 (平成20年4月～6月)

- ☆ 地図作成上の骨組みとなる大切な測量で、後続の一筆地測量のよりどころとなるものです。
- ☆ 地区内及びその周辺に設置された公共基準点を基に、地区内に2級・3級・4級基準点を設置します。

3 一筆地調査 (平成20年6月～8月)

- ☆ 土地所有者又は代理人の方に立会っていただき、おおむね土地の配列に従って一筆ごとにその境界や地番・地目等を調査します。

4 一筆地測量 (平成20年9月～12月)

- ☆ 上記2の測量で設置された基準点から、上記3の一筆地調査で確定した境界までの距離や角度を測定します。

5 面積計算・地図作成 (平成20年9月～12月)

- ☆ 測量が終われば、コンピュータ等で一筆ごとの面積を計算するとともに、土地の位置や、形状を縮尺500分の1の地図に図示します。

6 縦覧・異議申立 (平成20年12月～平成21年1月)

- ☆ 地図の原図、地積調査一覧表を一定期間皆さんに見ていただき、もし、間違いがあれば申し出させていただきます。

7 登記 (平成21年2月～3月)

- ☆ 調査・測量の結果、地目や地積が登記簿と一致しない土地については、登記官が実際に合わせる職権登記をします。

※ こうして、皆さんの土地は地図と登記簿によって特定され、現況が正確に公示されることになりますので、不動産登記制度の望む姿になります。

那覇地方法務局

★ 法務局から地図作成についてのお知らせ ★

◆ 土地所有者及び居住者の皆様にお願い

那覇地方法務局では、那覇市楚辺二丁目及び字古波蔵長作原の一部(下図の□線で囲んだ区域)において、次のとおり不動産登記法第14条に定める地図を新たに作成することになりました。

この地図を作成するためには、地権者の皆様の御協力が必要です。地図作成作業の趣旨を御理解いただき、皆様方の御協力ををお願いいたします。

◆ 地図を作成する理由

現在、法務局には土地や建物を相続したり、売買した場合に登記をする登記簿のほか、一般に公図(又は字図)と呼ばれている地図が備え付けられています。この公図は、土地の位置の確認や境界の確認又は土地の分筆、合筆等をする場合に参考にします。ところが、現在法務局に備え付けられている那覇市楚辺二丁目及び字古波蔵長作原の公図は現地において復元できるほど精度が高くないため、法務局では、一筆の土地ごとに境界を確認して、より正確な測量をし、現況と合ったより精度の高い地図を作ろうということになりました。

今回、新しく作成される地図は、現地復元性があり、例えば、境界標が紛失するなど何らかの事情で境界が分からなくなったりした場合、この地図があれば境界が復元できるもので、現在の公図とは比べものにならない正確な地図になります。

◆ 地図作成の効果

- ☆ 国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- ☆ 境界標がなくなるなどして土地の境界が分からなくなってしまっても、地図に基づいて復元測量をすることによって境界を探すことができます。
- ☆ 調査・測量の結果、地目や面積に誤りが発見された土地については、現況に合わせる登記をします。
- ☆ 地図は、「不動産登記法第14条地図」として備え付けられ、厳格な維持管理がなされます。

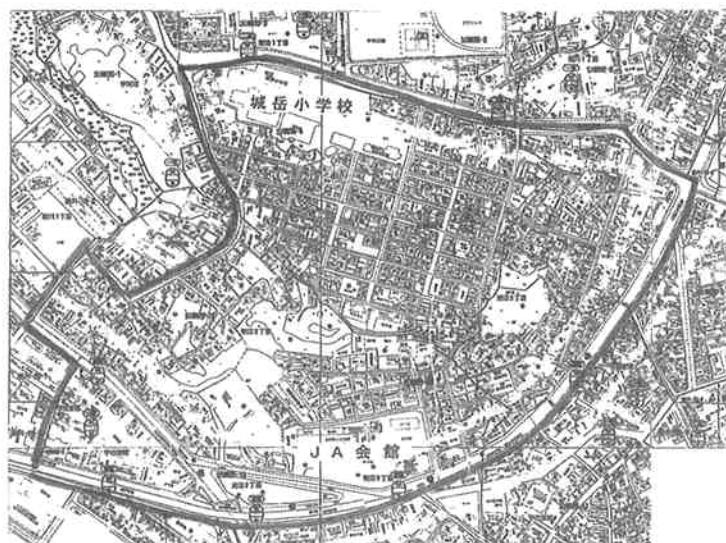
◆ 皆様にお願いすること

- ☆ 土地境界については、事前に隣接地の方と確認し杭を打つなど、位置を確かめておいてください。
- ☆ 境界杭や標識などは、測量の基礎となるものですから絶対に動かさないでください。
- ☆ 土地の所有者は、境界の確認に立ち会ってください。立ち会っていただく日時は、事前にお知らせします。
- ☆ 測量などのために、皆様方の所有地に立ち入ることがありますのでご了承ください。

注意 地図作成作業に当たり、隣接地との境界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」として地図は作成されません。後日、境界が確認された場合は、各所有者の負担で地図訂正等の登記手続きが必要となります。

◆ 測量の費用

- ☆ 測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、境界確認のときに立ち会っていただくための交通費などの経費は個人負担となります。なお、境界が確定した土地の各筆界に永久的な境界標の埋設を希望する場合、その費用は所有者が負担することになります。



◆ 説明会の開催

- ☆ 事前に説明会を開催いたしますので、所有者の皆様は、ぜひ出席してください。
- 日時 平成20年5月25日 (日)
午後2時から(約2時間程度)
- 場所 那覇市立城岳小学校体育館

◆ お問い合わせ・連絡先

那覇地方法務局登記部門

〒900-8544 那覇市樋川一丁目15番15号
TEL(098)-854-7952

地図作成現地事務所

〒900-0023 那覇市楚辺一丁目5番17号 プロフェスビル那覇202号
TEL(098)-833-7751

オンライン登記申請の促進に向けて

私たちはオンライン登記申請を進めるための
5つのステップを提案します

第0ステップ 乙号申請

(場所設定が必要、電子署名は不要)

第1ステップ 添付情報の特例方式

(申請書のみ土地家屋調査士の電子署名、添付情報は別送方式)

第2ステップ 添付情報まで電子ファイル(PDF等) にして登記所へ先行送信

(不動産登記令13条方式の併用、調査先行
を期待)

第3ステップ 現行法での完全オンライン方式

第4ステップ 土地家屋調査士がめざす オンライン方式

添付情報の原画面の提示が不要。
(不動産調査報告書による不動産登記令
13条・2項(①強制的適用))



第4ステップ 土地家屋調査士がめざすオンライン方式

第3ステップ 現行法での完全オンライン方式

第2ステップ 添付情報を全て電子署名

第1ステップ 添付情報の特例方式による申請

第0ステップ 乙号申請

オンライン登記申請を始める(第1ステップ以降)には、土地家屋調査士の電子署名が必要です。
それにはまず日本土地家屋調査士会連合会の認証局で発行している、土地家屋調査士ICカードを取得して下さい。

さあ、はじめよう！オンライン申請

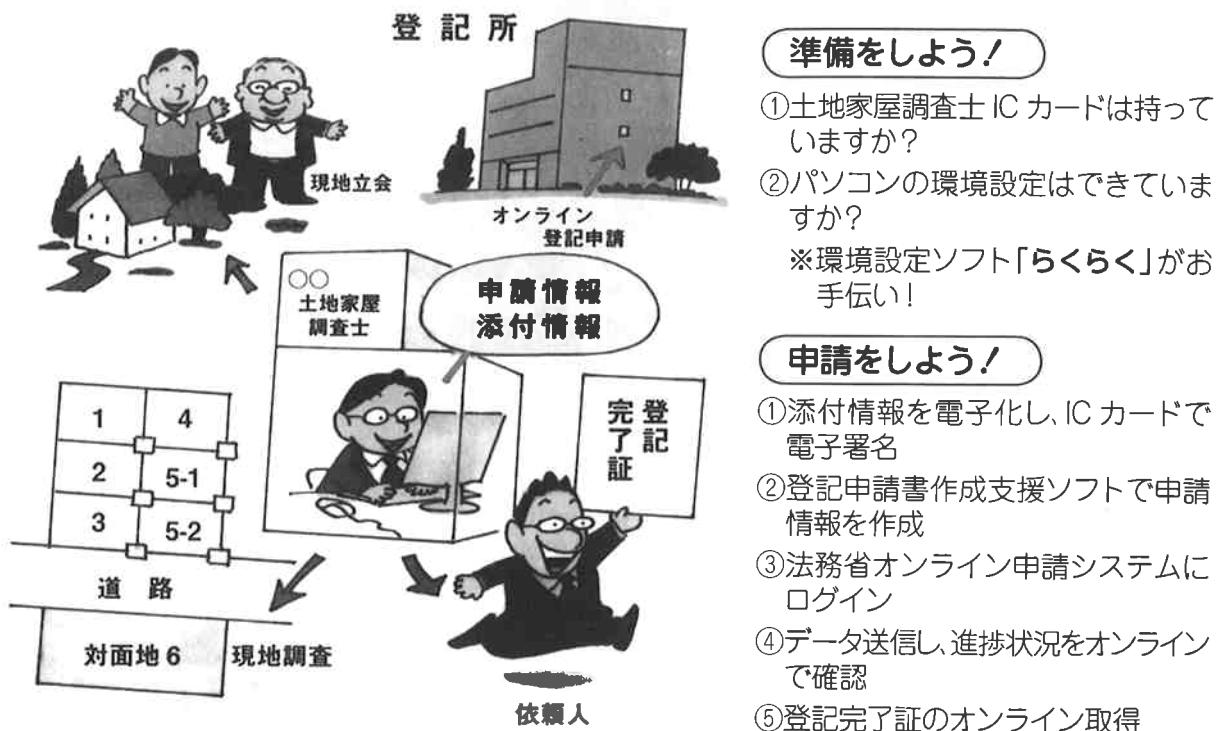
こんなメリットがあります

- ①登記所に行かずとも、どこからでも
夜8時まで申請及び完了証取得ができます
- ②登記事項証明書の請求に
オンラインを利用すると、
特例方式によりラクラク申請！
手数料が700円となり3割お得。
- ③進捗状況をオンラインやメール案内で確認。
迅速な対応が可能。
- ④電子化された添付情報に土地家屋調査士の
電子署名により、原本は提示のみ。
(不動産登記令13条の取扱)



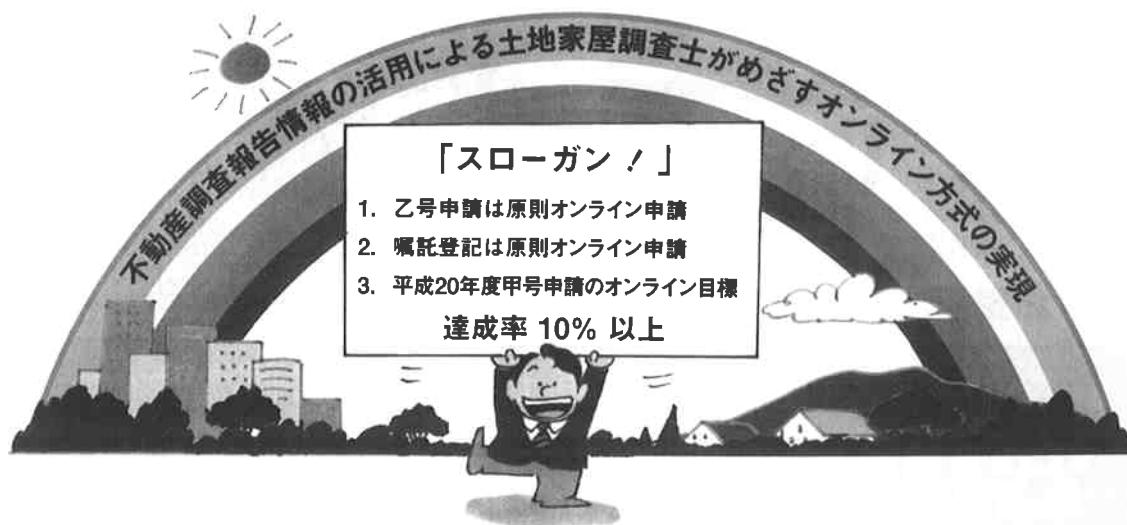
オンライン登記申請はこんな流れです

第2ステップを当面の目標として



不動産のオンライン登記申請は 「土地家屋調査士」が拓きます

ここから土地家屋調査士の未来が見えてくる



土地の境界問題でお困りの方!!

土地境界紛争解決手続(ADR)機関 おきなわ境界問題 相談センター開設

おきなわ境界問題相談センターは、土地家屋調査士と弁護士が協働して、紛争当事者の双方に話し合いの場を提供し、専門家の立場から、中立、公正なアドバイスを行い紛争当事者が、心から納得し、将来にしこりを残さないような形で境界の円満な解決を図れるようお手伝いするものです。専門的知見を活かして確かな現地調査や測量・鑑定などをを行い、当事者間の話し合いの重要な参考資料とし、また必要に応じて紛争解決の結果を登記・地図等に反映させて、市民の権利の明確化とトラブル防止に役立たせます。

受付 毎週水曜日／午前10時～午後4時まで

場所 沖縄県土地家屋調査士会内(下図参照)

那覇市泉崎2-1-4
大建ハーバービューマンション401



お気軽にご相談下さい



沖縄県土地家屋調査士会・沖縄弁護士会

☎098-836-6767

※駐車場の設備がありませんのでご了承下さい。

編 集 後 記

旧盆（しちがわち）も終わり、甲子園の高校野球も終わり、まだ北京オリンピックは続いているが、最近朝方は涼しくなり秋に近づいたのかと思います。

甲子園での浦添商業の活躍は感動的でした。

甲子園出場を決めた沖縄県大会決勝戦のあと、浦添商業の監督が「沖尚さんという目標があったから、ここ（優勝）までこれました。」とのコメントには、試合の結果以上に感動しました。選手達も同じ気持ちだったでしょう。

今号において、親泊仲孝那覇支部会員の「回想」本文で、沖縄方言がふんだんに使われています。

「全国のみなさんが見て意味がわからないだろうから、標準語訳を付け加えたほうがいいのでは」との意見もありましたが、実際の先生とのやり取りを記載した方が（沖縄方言での記載）、「回想」の意味があると思いましたので、標準語訳の記載は省略しました。

沖縄方言がわからなくても文章の前後を読むことにより、大体の意味は把握できると思います。

なお、記載の沖縄方言についての問い合わせを受け付けますので、沖縄会までご連絡ください。

広報部 伊 波 學

指笛、ふける？



沖縄県難病相談・支援センター NPO 法人アンビシャス

難病患者のみなさんが、在宅で作業制作販売しています。

「<http://www.ambitious.or.jp/>」

〒900-0013 沖縄県那覇市牧志三丁目24番29号グレイスハイム喜納2 1階

TEL : (098) 951-0567 FAX : (098) 951-0565

※ NPO 法人アンビシャスは、沖縄県土地家屋調査士会の総会などの議事録作成（テープ起こし）を手伝っています。

※ この指笛は、沖縄のミュージシャン「ビギン」がコンサートで楽器として利用しています。



久米島『ミーフガー』(2008年7月撮影)